生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年11月18日

八戸市長 熊谷 雄一

名称	所在地	指定年月日
はやし呼吸器・総合内科クリニック	八戸市大字沢里字二ツ屋 1 -212	令和7年10月1日
エイル薬局田向店	八戸市田向三丁目2-18	令和7年10月1日